

報告第 9 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和 6 年 4 月 1 9 日午前 8 時 4 5 分から午前 9 時までの間、渋川市北牧 8 5 番地渋川市立長尾小学校敷地内教員用駐車場において、教育部教育総務課会計年度任用職員が草刈り作業をしていたところ、使用していた刈払機により飛ばされた小石が当該駐車場に駐車していた [REDACTED] 氏の所有する軽自動車（ [REDACTED] ）の後部座席左側窓ガラスに当たり、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成 2 6 年 1 2 月 1 1 日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 1 1 日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED]
[REDACTED]

（ 1 ） 甲は乙に対し、車両修理費 8 5 , 3 2 0 円を支払う。

（ 2 ） 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

8 5 , 3 2 0 円